

発行所
青森県高等学校・障害児
学校教職員組合
青森市橋本1丁目2-25
教育会館017(734)7287
編集発行人 酒田 孝
購読料一部20円は組合費
の中に含む

今月の紙面

- 1~2面:春闘要求書交渉報告
- 3面:特集「憲法と選挙権」
- 4面:各集会参加報告

*HPへはこちらから→



Eメール aokokyos@olive.ocn.ne.jp ホームページ <http://aokokyoso.g2.xrea.com/> ブログ <http://plaza.rakuten.co.jp/sannkyoso05/>

ついに要求実現!

子の看護休暇 対象年齢拡大!

対象が「義務教育終了(中学校卒業)まで」に!

「春闘要求書交渉」で周知を約束

5月29日、高教組春闘要求書に基づき、県教育委員会課長交渉が行われました。主な要求は、①部活動の負担軽減について、②臨時講師の待遇改善について、③教職員の「働き方改革」における多忙化解消について、④パワハラへの対応についての4点でした。これまで長く要求してきた「子の看護休暇の対象年齢の拡大」について、要求が実現されたとの回答があり、これについて「周知を図る」と約束しました。

高教組は母性保護及び子育て支援の観点から、長きにわたって「子の看護休暇」の対象年齢を義務教育終了時まで拡大することを要求項目に含めてきました。昨年12月の統一要求書交渉においては、「これまで、①対象を「小学校就学の始期に達するまでの子」から「中学校就学の始期に達するまでの子」に拡大、②取得日数を1年において「5日の範囲内の期間」から「子1人につき5日(最大10日)」

に拡大、③取得要件に「予防接種や健康診断を受けさせるために付き添う場合」を追加するなど改善してきました。(中略)なお、要求の趣旨については、人事委員会に伝えていく。」と回答され、進展が見られませんでした。

しかし、今回の春闘要求書提出前にこの件について改善がなされるとの連絡がありました。そして、交渉の場で、「これまで、対象年齢は「中学校就学の始期に達するまでの子」であったが、平成31年4月から対象年齢を「義務教育終了までの子」に広げた。この改正についての通知は出しているが、この休暇がより効果的に活用されるよう、周知を図っていく。」と回答があり、この休暇を活用するよう周知をすすめることとした。要求の声を粘り強く上げ続けたことで、ようやく改善されたのです。



冒頭であいさつをする酒田委員長
「中学校就学の始期に達するまでの子」であったが、平成31年4月から対象年齢を「義務教育終了までの子」に広げた。この改正についての通知は出しているが、この休暇がより効果的に活用されるよう、周知を図っていく。」と回答があり、この休暇を活用するよう周知をすすめることとした。要求の声を粘り強く上げ続けたことで、ようやく改善されたのです。



坂道の風

平成から令和へ無事にパトンタツチされた▼昭和から平成への改元の時は、昭和天皇の崩御ということもあり、全国的に自粛ムードが広がりました。イベントの中止やお店の休業などのため、平穏の中での新元号発表であったような記憶があります。今回は生前退位のためこのような自粛ムードもなく、逆に連日メディアやインターネット等を取り上げられ、活気ムードの中での発表だったと思います。新元号発表の瞬間をリアルタイムで観ようと、テレビやインターネットに釘付けになった人は相当数いたと思います。▼「令和」という元号発表の瞬間、どのように感じたかは人それぞれですが、私は正直「ん?」って思ってしまった。一瞬だけ時間が止まったような状態になっていた▼今でも、「令」という文字に込められた意味は中々思い付かないが、新しい時代の幕開けに対する期待感は大きいので、「令」が「冷」という時代にならなければいいなって切に願っています。(DMK)

部活手当を増額し、引率手当支給要件を拡大すること。

組合の訴えに対し、県教委は「現在実態調査を行っている。結果を踏まえて検討していく」と回答しましたが、組合は「全国の状況もきちんと調査してほしい。全国で2700円に落ちたのは青森の他7県のみで、ほかの多くの県は3600円の維持をしている。部活の現状を調査するならば、それに見合った手当にしてほしい。県単独でつけてもらったこともあった。元気が出るような手当の在り方を検討してほしい」と強く訴えました。

また、「引率業務すべてに引率手当を支給すること」という要求には、「国の通知を基に支給要件を定めてきた。現時点で見直しは困難。市、またはこれと同等以上であれば、主催または共催であれば支給対象になる。市レベルの教育研究団体で

No image

意見を述べる逢坂書記長

高教組はスケジュールの遅れを指摘するとともに、全国的な取り組みの遅れに対し、速やかに準備を行えという総務省通知が出ていると提示し、別途具体的な要請項目を提出するので、

えました。しかし、振替の対象については校長会の判断であるとして、具体的な回答を避けました。高教組は「校長会に働きかけて変われば、振り替えるということでしょうか。校長の判断ということであれば、横並びである必要はない。利益は働いた人に返すシステムにしたかどうか？」と提言しました。

会計年度任用職員制度導入にあり、臨時教職員の待遇を切り下げないようにすること。

県教委は「現在の常勤講師である臨時教職員の任用について、法改正の趣旨に基づき内容を検討している。また、『空白』期間を設けるのは適切ではないとされているため、県教委としても、臨時教職員については空白期間を設けず任用する方向で考えており、諸課題を整理している」と回答しました。

協議の場を設定してもらいたいと訴え、県教委から協議設定に対して前向きな言葉を引き出しました。

「学校における働き方改革」を早急に進める具体策を示すこと。

県教委は「工程表による取り組みは平成30年度末で3か年が終了することからその取り組み状況を評価するものとして取りまとめられている。県教育委員会としては、国の動きを踏まえながら、現在おこなっている教職員の多忙化解消に係る取り組み、課題を整理しながら着実に実施していきたい」と回答しました。

「パワーハラスメント防止」要綱を改訂すること。

県教委は「ハラスメントについては、まずは意識啓発による防止が第一と考える。このため、研修等を通して意識啓発活動を行っている。この他、服務規律確保に係る通知文書にも、パワーハラスメントの防止に係る留意事項を加え、指導の徹底をお願いしている。また、パワーハラの防止に関する要綱では、教職員が管理監督者や所属相談員ではなく、県教委の監督課に直接相談することもできることとしている。今後とも通知を発出するなど、管理職を対象とした研修会の機会をとらえ、要項の周知徹底を

高教組は、4月1日にスポ健発文書が発出した文書の更なる周知徹底と、総括労働安全衛生委員会の設置をお願いし、「勤務時間管理が求められる時代なので、それができていない学校には県として指導していく必要があるのではないかと報告を見ておしまいでは困難」と指摘しました。

高教組は、2月に提出した要求書についての交渉の場がなく、ここでの交渉になつたことに抗議をした上で、「要綱」の不備を改めて指摘しました。また、具体的な事案の経緯から、管理職(校長)がやった場合は別の次元での対応が必要であることを強く訴えました。県教委は、「要綱」が機能しているとの姿勢を崩さず、見直しの予定もないとしました。高教組は「パワーハラ発覚を抑えるのに機能しているのではないかと、県教委が真摯に扱ってくだらないことが先に事案で明らかになったと思う」と指摘すると、「扱ってないわけではない。調査も行った。しかし、捜査機関ではないので、強制的に調査をするのはできない。できる範囲で調査をする。だから時間がかかしました。また、今回の事案について、「調査し適切に処理した。認定をしたかどうかもお話はできない

が、きちんと調査をして行った。仮に処分したとして、処分したら必ず謝るといふのはどうか？処分云々と謝罪は別物と思う」としましたが、高教組は「被害者は救済されていない。謝罪するらないのはおかしい。被害者感情として謝罪はあつてしかるべきと思う」と強く訴えました。

No image

No image

「憲法を守れ」の声が広がった6万人の大集会!

6万人が集まった大集会

憲法記念日の5月3日、東京有明防災公園で開催された憲法集会に初めて参加しました。大きな公園を埋め尽くす参加者の数に驚きました。天気の良い中、屋台も出ていて、人々は芝生の上でステージのコンサートに聞き入り、まるで夏フェスのような雰囲気です。集会は始まりました。

その後、様々なゲストスピーカーが9条改憲反対を訴えました。その中で私が特に印象に残っているのは、高山佳奈子京都大学教授の以下の言葉でした。「よく若い人たちの間に『投票には興味がない』『政治には失望しているから』と言つて、かっこつけているような感じで棄権をする方がいらつしやいます。しかし、この行動は、単に何もしたくないことではありません。(中略)投票に行かないということは、誰

が政権の座に就こうがそれに従うという意思を自分の行動で示しているということであり、まさに独裁制を支持するといふ考

え方、自分は人間としてではなく、奴隷として生きるという意思の表明であります。このことに気づいてほしいです。」

憲法記念日のこの日、改めて投票という形で政治に参加し、自分の意思表示をすることの大切さを学びました。

憲法が変わるかもしれない。そんなことを考えてもみませんでした。でも、新しい憲法の原案(草案)を政権与党が国会に提案するということではよい現実味を帯びてきました。私たち高教組は、現行憲法が大好きなので、もっとみなさんと憲法について学び、語り合いたいと思い、この新連載をスタートすることとしました。さしあたって、第九十九条です。誰が憲法を守るのか、書いてあります。

青森高教組役員リポート その1 I LOVE 憲法♡

第九十九条「憲法擁護義務」天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

つまり、国会議員をはじめ、私たち公務員なのですね。一般の国民のみならずには義務はないのです。しかし、私たちは国、地方自治体に働く公務員は憲法を守る義務があるのです。私は、「憲法は国民から国家(政府)への命令書だ」と考えます。憲法9条を「国民から政府への命令書」として読みなおしてみると、憲法の本当の意味、姿が見えてきます。「政府が戦争や軍隊

を肯定することは、国民の命令に背くこと」になるのです。この国の主権者は総理大臣でも政府でもなく、国民なのです。近頃、この第九十九条を忘れてしまったかのような国会議員が増えているように感じるのは私だけでしょうか。政治的中立という言葉が一人歩きして、近頃選挙に行かない先生方が増えているという信じられない状態が起こっています。私たちは率先して憲法を守るべき立場なのです。きちんと選挙にいき、九十九条を忘れた議員のみならずには退場してもらおうの一番だと思えます。

Q..5月の残業時間が100時間を超えて、校長から学校医との健康相談を受けるようにといわれましたが意味がありますか?
A..学校医が産業界の場合強い権限があります。
4月1日から労働安全衛生法が改正されたことを受けて、青森県立学校職員健康障害防止対策実施要綱と運用が改正されました。大きな変更点は、1ヶ月の間労働時間が100時間、または複数月の平均が80時間を超えた職員は「職員からの申出」がなくても健康相談を受けることになった点です。産業界の権限も強化されました。職員の健康診断の結果を見たり、面接をしたりして「この人は来月から残業禁止、出張禁止」などの意見書を書いて職場の人事労務担当者に提出し

ます。職場はその意見書を受けて「その通りにやりました」「その通りにしました」ということを産業界に報告する義務があります。しかし、かならずしも学校医が産業界ではありません。そうでない場合は、形式的な面談になってしまいう可能性もあります。ちなみに県教委によると現在のところ、学校医の半分ほどが産業界だそうです。
Q..学校医が産業界でないときはどうすればいいですか?
A..産業界に相談しましょう。
産業界は県内に1200名以上いるそうです。誰が産業界かはHPなどで公開されていますので、各地区の医師会に問い合わせして下さい。もし、学校医が産



集まれば、元気!

全国、地域の仲間と連帯を深めて!

5月1日、天皇即位・新元号「令和」スタートの日ではありましたが、毎年恒例のメーデー集会在県内各地で開催されました。高教組は、地域の働く仲間とともに、集会に参加しました。また、全教専門部総会も開かれ、全国の仲間と交流し、様々な課題を共有し、これからの運動作りへの思いを強くしました。

働く者の団結で要求を勝ち取ろう!

第90回メーデー集会

中央集会(東青地区)

県中央集会が青い森公園で開催されました。実行委員長の奥村榮原労働局長が「消費税増税などにより働く人にとっての負担が増している。安倍政権は立憲主義を踏みにじっている。市民と野党の連合で国政、県政に声を届けよう」と呼びかけました。また、「働く人が団結し生活と権利を守り、平和と民主主義を実現する」などとする宣言を採択しました。その後、300人を越える参加者が「長時間労働やめろ」「フラック企業追放」などと声を上げ、市中心部をパレードしました。パレード後は、合浦公園でバーベキューを行い、働く仲間と交流するとともに、今

中弘南黒地区集会

中弘南黒地区メーデー集会は、弘前駅前公園で行われました。全体で30団体285名の参加で、高教組から5名の参加(OBが年金者組合で多数参加)でした。農民組合、核燃だまっちゃんおられん津軽の会などのリレートークのあと、「働く者の団結で、生活と権利を守り、平和と民主主義、中立の日本を目指そう」のア

一人一人が大切にされる教育を私たちの手に取り戻そう!

全教障害児教育部総会

4月20、21日、各地から仲間が集まり、表記の集会が行われ、各地の現状や活動の交流をしました。参加は39組織68名でした。討論の柱1では、改訂学習指導要領導入に関わつての課題が語られました。学習や活動が、子どもの発達や実態からではなく、指

導要領に記載してある目標から活動内容が選ばれているように変わっていることへの危機感を感じました。柱2では、教育条件整備の課題が語られました。学校の設備の課題もありますが、介助員など、障害児教育に関わる少数職種の方々の条件整備も必要だと


青森高教組 presents
Special キャンペーン 2019

月600円の掛け金で、豊富な給付・見舞金。さらに、退職時に掛け金を全額返金!お得な共済です!!

**総合共済加入で
QUOカード1,000円分プレゼント!**

組合新規加入者にも
QUOカード1,000円分プレゼント!

さらに、紹介者にも
QUOカード1,000円分プレゼント!



対象期間:2019・4・1~2020・3・31
＜申し込み・問い合わせ＞
青森高教組 TEL 017-734-7287

No image

連帯の声を上げた集会、青森(上)、弘前(下)

No image

学習交流集会があります。全国の仲間と交流するチャンスです。青森からも多数参加したいものです。